

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



167

樟腦要覽

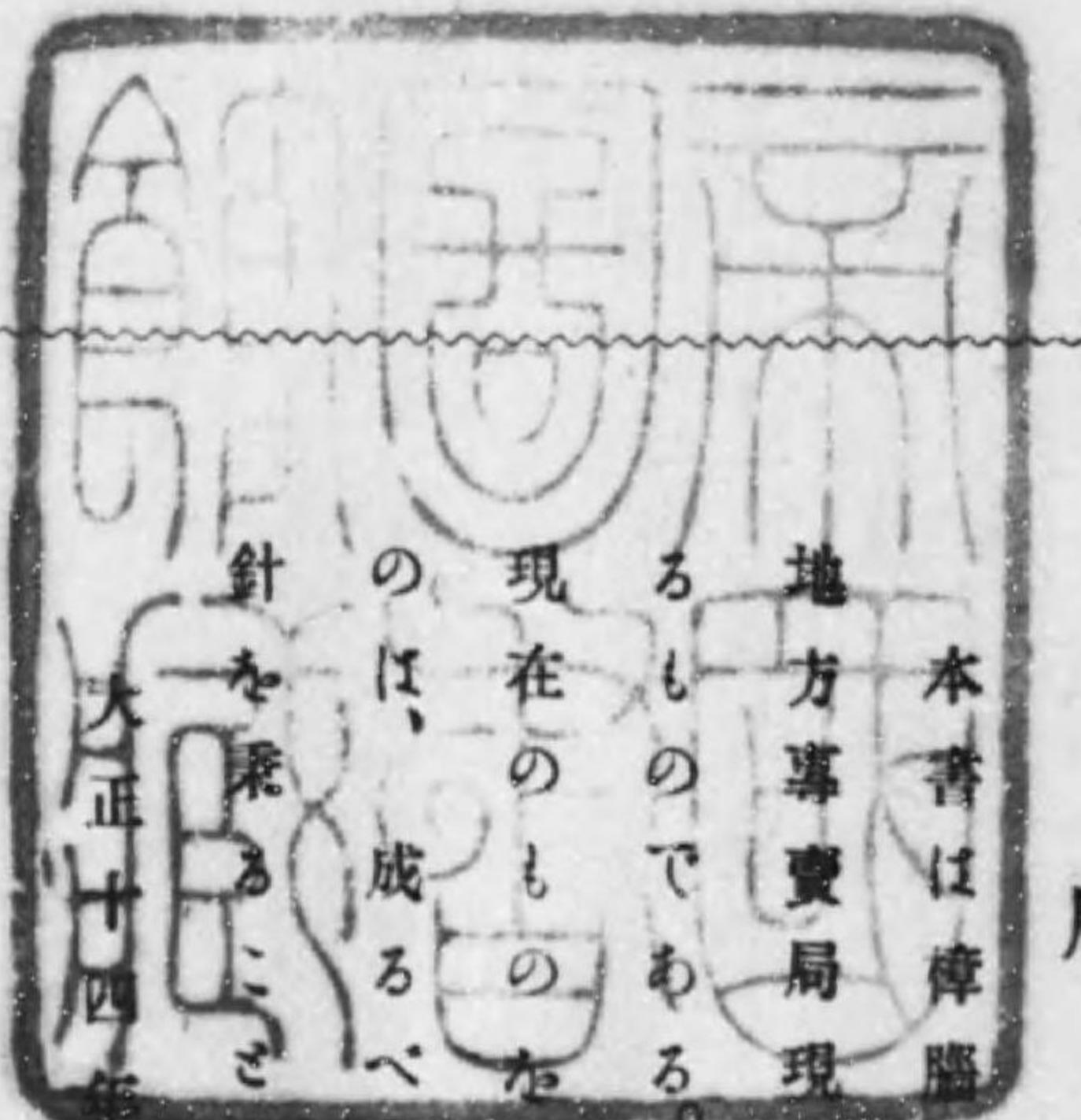
鹿兒島地方專賣局

516
334

四半六月

516-334

序



大正十四年六月

鹿兒島地方專賣局



樟腦要覽目次

樟樹植林分布圖

附圖1

樟腦生產高郡市別一覽圖

附圖2

一、概說

一頁

二、樟腦

三、樟樹の種類

四、舊藩時代の製腦沿革

五、樟腦の製造

六、製腦器の改良

七、樟樹造林及枝葉製腦獎勵

八、樟樹人工植林

九、樟腦及樟腦油の收納

一〇、樟腦油の再製及樟腦の調理

目次

一一一
一一二
一一三
一一四
一一五
一一六
一一七
一一八
一一九
一一〇



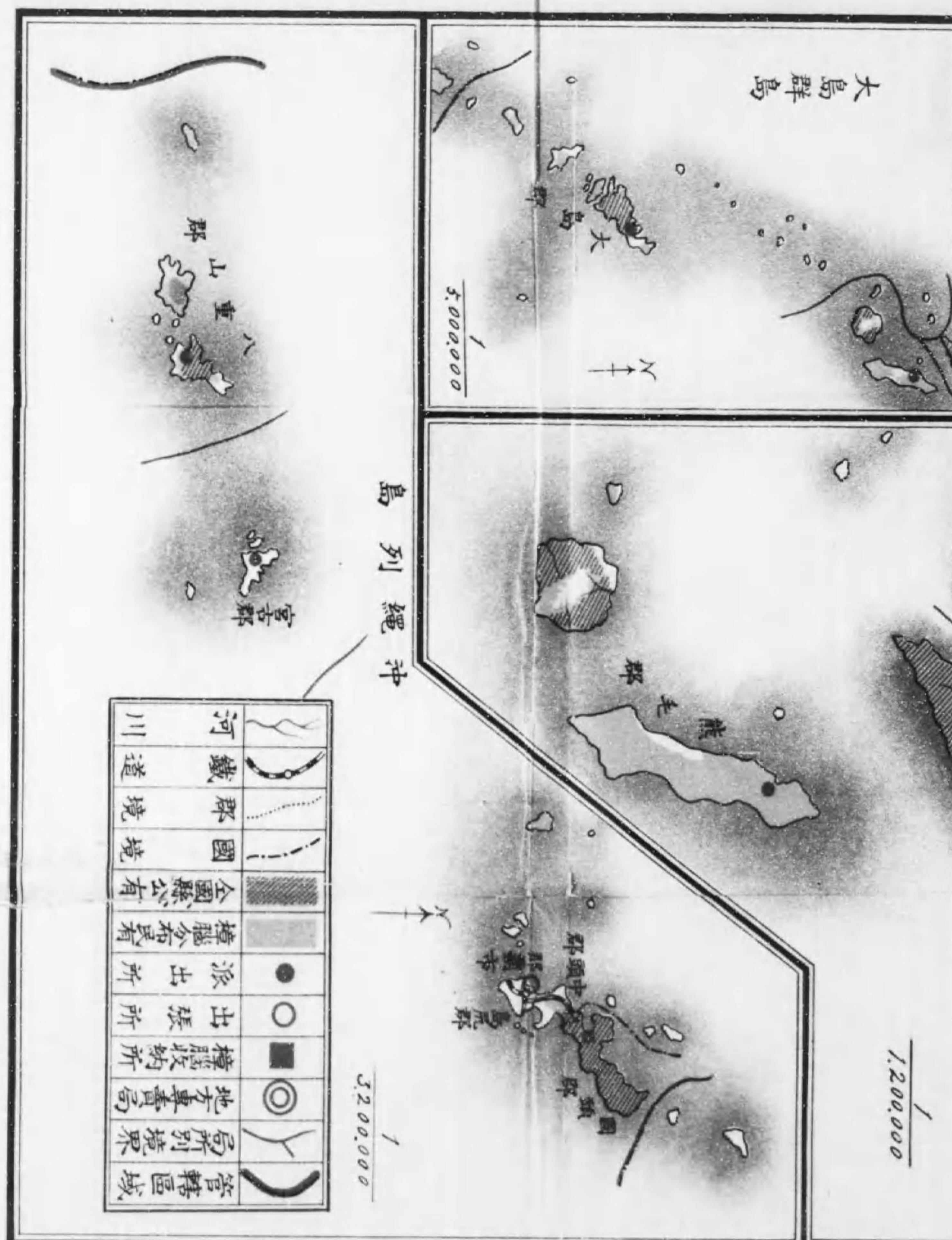
目 次

- 一、樟腦の販賣 二五
一二、樟樹植林と伐採の割合 二八
一三、樟腦の需要 三二
一四、セルロイドの將來 三六

附表1、樟腦全油製造許可現在表
2、樟腦全油都市別生産高表
3、樟腦全油製造系統及其の主なる用途
4、セルロイド生地製造工程
5、人工樟樹植栽表
6、國有林樟樹植栽調査表
7、公有及民有樟樹植林調査表
8、著名樟樹調査表

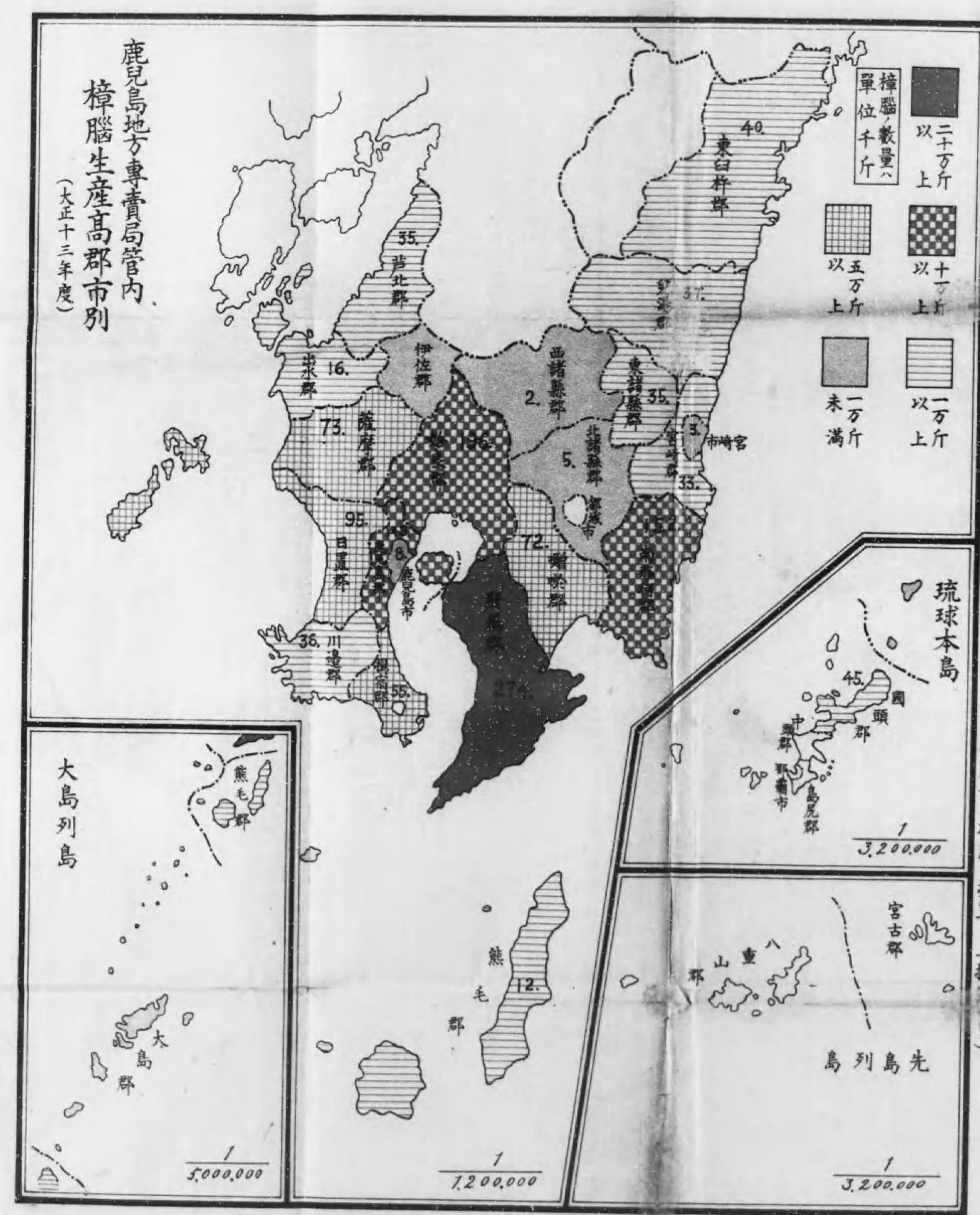
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

鹿兒島地方專賣局管內
樟樹殖林分佈圖



8. 著名樟樹調查式
7. 公有及民有樟樹植林調查
6. 國有林樟樹調查調查表
5. 人工樟樹調查調查表

露光量違いの為重複撮影



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

露光量違いの為重複撮影



樟 腦 要 覧

大正十四年六月

一、概 説

樟腦は樟樹から製造するもので其の樟樹は世界中唯亞細亞東部の海洋に接近する温暖なる土地に於てのみ克く生育繁茂するものであるが其の地域は餘り廣くない先づ本邦の臺灣を第一とし、内地にては、琉球、九州、四國、山陽道、畿内の一部、紀井伊勢、遠江、駿河、伊豆、安房などで其他では支那の南部に諸々生育してゐるに過ぎない、而かも支那は元來國の秩序が定まらず且つ種々の障害があつて製腦業の經營甚だ困難の状態にあるから、其の產額は時々多量になることがあるが、平常は至つて微々たるものである。

又天然樟腦以外に歐米殊に獨逸の發明に係る人造樟腦なるものが十數年前から其の成功を喧傳せられたことが

あるも、これも殆ど聲のみに止まる有様で樟腦と云へば從來我國の特有物産として歐米は勿論世界各地に對し殆ど一手に供給して市場を獨占して來た有様である。

樟腦の專賣は明治三十二年六月に先づ其の主產地たる臺灣に於て、創めて施行せられたのであるが其後内地の樟腦が濫造せられ產額が頓に増加して、臺灣樟腦と競爭する様になつたから、其の濫伐濫造を防ぐと共に臺灣樟腦專賣を擁護する爲めに、同三十六年六月法律第五號を以て内地臺灣共通の粗製樟腦樟腦油專賣法を公布して同年十月から之れを實施することになつた。尤も專賣法は内地臺灣共通であるが其の事業は臺灣では同總督府專賣局、内地に於ては内地專賣局が各別に之れを管掌してゐるの至れる。

以前 本邦は本邦樟腦の品質は區々で然かも供給が圓滿でない、殊に其の價額に時々亂高下があつて、夫に爲め需要者は事業上常に甚だしい不安と不便とを感じ、あつたのであるが、專賣實施以來政府は銳意品質の改良齊一に努め、且つ消費者に直接供給するの道を開き、又賣渡價格も成るべく之れを變更せないで外國の需要者に對しても其の價格は内地賣の價格に輸出實費を計算せる程度に止めるなど、何れに對しても頗る公平に供給することゝしたから、爾來大に本邦樟腦の聲價を上げることが出来るやうになつた。

上述の如く内地の樟腦專賣は、當初は主として臺灣の專賣を擁護する目的にて實施せられたるものであるが、爾來年を経るに従ひ、臺灣は原料の關係上產額が著しく減退した。然るにも拘はらず内地殊に鹿兒島地方專賣局管内には樟樹栽培の最適地が多く、植栽より製腦原料

に供し得る迄に臺灣の如く長年月を要せざるの利益があつて、漸次生産の餘力が出來て來たから、今日では内地の樟腦專賣も一轉して所謂國產擁護を目的とするやうになつたのである。

以上述べた如く今日我が専賣樟腦が世界的の地位を獨占して我國の重要特產品の一として亦重要輸出品として名聲を擧げてゐるが其の間樟腦の製造事業上にも競變遷を重ねてゐる次第であるから茲に當地方専賣局管内の製腦事業を系統的に項を分ちて述べることゝせむ。

二、樟腦

樟腦 *Caenphor* はケント類に屬して水素化芳香族中の重要化合物で右旋性、左旋性及不旋性の三種である。

は我國のヤマギク油に含まれてゐる、而して樟樹より得
るもののは右旋性樟腦にして特に日本樟腦 (Japan Camphor)
と稱し樟樹に含まれるゝ外サツフラス油、(Rosina
oil) 其他諸種の精油中に含まれてゐるもの、其の量少く其
の最も重要なものは樟樹より採取するものである。

三、樟樹の種類

我國に於て樟科植物に屬するものは十一屬六十四種の多種であつて内くすのき屬に屬するものは十八種(内一種は栽培種であつて「やぶにくけい」は之である)を算し尙樟腦專賣制度上所謂樟木として取扱はるものには左の四種であつて總てくすのき屬である。

肉桂(Cinnamomum) —

✓ *Phoebe* C. *Camphora*
✓ *Phoebe* C. *Nomiae*

「おほばぐす *C. Niera nthum*

而して是等四種の内で現在製腦原料に供せらるゝものは「くすのき」一種であつて又「くすのきだまし」は製腦原料保續上樟樹造林の一部に用ひらるゝので即ち現在製腦原料として認められてゐるのは「くすのき」及「くすのきだまし」の二種で「さうしやう」及「おほばぐす」等は樟腦を含有しないけれども蒸餾法により又一種の揮發油を製出し得るを以て樟腦の專賣制度上では所謂樟木の取扱を受けてゐるものである。

樟腦專賣制度上其の含有成分を異にし一方又製腦原料として價值を異にするの意からして臺灣には本樟、油樹及芳樟の三種類があるけれども植物學上何等の區別特徵もなく總てくすのきに屬し亦内地に於て赤樟、青樟と稱するものも同一である。蓋し之等は往時尙樟の存在豊

富であつて本樟の外製腦原料として一顧の價值がなく無用視せられてゐたのが所謂本樟の存在漸く減じ一方又油樹、芳樟等も製腦原料としての利用の途開け現在では殆んど何等差別するの要なく事實上製腦原料として頗る重要なもののとなつたのは實に一面に於て樟の減少を物語るものである。

四、舊藩時代の製腦沿革

當局管内就中鹿兒島藩では古來樟腦の生産のことあり故に藩主島津家に於ても既に林制機關として山奉行座なる制度を施きたることは慶安五年（距今二百七十四年）に遡り樟樹は既に御用木として公林は勿論民林も濫に伐採を嚴禁し以て處罰の法を設け専ら樟樹の保護育成に努め正徳四年（距今二百十五年）の樟腦山沿革には一ヶ年の樟腦の產額を十二万斤と定め内四万斤を唐方八万斤を阿蘭方

と御國御定と稱する海外の輸出をなし内地向として外に十八万斤を出し御物として溢りに個人の賣買を禁じ指定藥店に限り之れを販賣さるゝを得たのである。

之等の樟腦製造に關しては更らに今を距る三百餘年前の元錄初年より盛んに製腦し前記制度施行の以前は盛んに之れを個人にて高麗より傳來の製腦法と稱する土器鉢伏の法を利用し然して之れが製品は遠く長崎に出し南洋葡萄牙、和蘭方面に貿易したのである、殊に其の時代は今日の如く濫伐されたることなく到る所に樟樹の大木あり不完全なる方法を以て當時一ヶ年三十万斤を生産せしむることは原料木の豊富を物語るものである況して當時は今日の如く樟腦油より樟腦を再製する方法を知らず樟腦油は悉く之れを廢棄したのであるが今日之等の廢棄せられたる樟腦油を積算しても實に莫大なるものと云わなければならぬ。

五、樟腦の製造

元來樟腦を含有する腦分は幼樹に少く、樹齡を加ふるに隨つて漸次増加するものであるが、又氣候、地味、地形等の關係にて大に異なるものである、海岸に接近する土地にあるものや、日光をよく受くるものは脳分に富むなど種々の關係があるも、大体に於ては九州、四國が最も好適地であつて、是等の地方の樟樹は最も脳分に富み、夫れより寒地、熱地と夫々進むに従つて何れも減退するやうである。當局管内では二十年生位のものを原料とするも收支が相償ひ相當の利益があるも、臺灣とか東京附近とかのものは少くも四、五十年生でなければ收支相償はないの

である。

此の脳分の採取即ち樟腦の製造は普通樟樹の根幹を削切してコツバとなし之れを蒸餾して粗製樟腦及樟腦油を得るのである、又その枝葉部も多量の脳分を含むのであることが發見せられてから同一の方法を以て其の枝葉からも製脳が出来るやうになつた。此の枝葉製脳は最近に至つて發達したものである。

樟腦の製造に就ては製造場、罐數、生産見込量目著手の時期等を定めて政府に出願して其の許可を受けしめるなど政府が十分の取締を爲すと共に其の製脳方法には非常の巧拙があるから、政府は極力之が指導に努めて居るのである。然るに素其の製脳者は無教育の者が多數で、而も

資力乏しくして概ね粗雑なる器具を用ゐ爲に貴重なる脳分を渺からず大氣中に揮散せしめたので、殊に其の製造は不便なる深山溪谷等で行はることが多いから、之れが指導も亦甚だ困難であるが近時は内地に於ては漸次資力ある大製脳人が出て来るやうになつたから小資本の製脳者數は漸次減少して一時二千二百餘名に上つたものが現今千百名内外となり殆ど半減して從來より以上の產額を擧げ之れに反して其の製脳者の資力や教育の程度等漸次向上し、政府の指導も大變工合がよくなつた、其の上優良なる器具なごを用ゐ製造技術も巧妙となつて著るしく進歩發達を見るに至つた。

六、製脳器の改良

從來製脳人が使用し來れる製脳器は原始的な極めて不完全なものである。全體樟腦の如き貴重なるものを製造するに斯かゝる不完全なものを使用することは甚だ不經濟である。故に之れが改良の必要なることは一般の認むる所であるが、樟腦は大體樟樹の現存する山間で製造せられ其の原料を消費し了れば直ちに他の原料所在地に製脳器を移轉して從業するを常とするから製脳器の構造は可成簡單で使用、運搬に便に修理も亦容易でなければならぬ。而して蒸餾時間を成るべく短縮して、其の上原料の含脳分を悉皆採取し其の製品を良好ならしめて尙其上に製脳器の價格低廉を欲するのであるが斯くの如き多數の條件を具有する製脳器を設計することは頗る至難である。

依つて先づ製脳人を指導して彼等が從來使用してゐる製脳器に處々改善を加へて尙一方には前記條件に合致する製脳器の考案に努めたる結果、曩に一種の改良製脳器を案出して之れが普及獎勵の爲に新に此改良器を設備するものに對しては、一個に付百圓以内の補助金を交付して居り、尙其の上改良に就て益研究を續けて居るが、近時專賣局中史研究所に於て、從來の製脳冷却槽には底板なきが故に冷却水の爲樟腦及樟腦油の一割乃至一割五分は溶解放棄せられ、且つ水中の不純物が樟腦及樟腦油に混入せるに心付き之を防ぐ爲に冷却槽に底板を附したる回收式製脳法を發明したが、之は從來に比し一段進歩したもので今後之れを一般に勧誘使用せしむることゝし又臺灣

に於ても製腦器の改良に付ては種々の考案を爲し内地と共に良き處は互に採用し、競ふて研究を續けて居る次第である。

七、樟樹造林及枝葉製腦獎勵

近時セルロイドの工業發達著しいものがあつてセルロイド製造原料たる樟腦の需要も隨つて又益々増加して來た、而して之れが發達を圖らんには宜しく樟樹を植栽して是非原料樟樹の豊富であることが必要である、故に製腦法の改良と共に少額の生産費で原料樟樹に含まれた樟腦及樟腦油全部を悉く良品質に製造しなければならぬ、先づ内地の狀況はどうかと云ふに、樟樹の大木は明治維新以後濫伐せられた結果今日大木は殆んど國有の一部神社及佛閣

の境内に殘存するに過ぎない。大部分は製腦者は今日漸く二三十年生のものを製腦原料に供して居る有様である依つて夙に樟樹造林の急務を認めて明治三十九年より十年計畫を以て補助金を與へ適地の國有林は勿論各府縣に模範林を造らしめ、民間に對しても極力勸誘に努めたから一時其の植付本數も別表の通り當局管内丈けでも多數に上つたが近來又著しく低下した。茲に於て一昨年樟苗養成無償配付の計畫を樹て一面樟腦製造獎勵金交付規程を制定して枝葉の製腦、萌芽林造成の上之れに依つて枝葉製腦したものには獎勵金を交付して今日に及んでゐる。

八、樟樹人工植林

明治三十六年專賣法施行以來大正三年迄十二年間に當

局管内に植林した樟樹は別表の通り四千四百八十万八千餘本であつて此の反別は一万九千七百五十二町歩に及んでゐる、而して其内で本數では個人事業最も多く亦反別は國有が一番多いのである大正三年後に於ても引續き植林は繼續して居るが大正七八年頃の一般經濟界の好況時には他の對抗事業の杉だと松だと云ふものが頗る植林熱を増し爲めに樟樹の植林は中絶したやうな有様であつたが近年に至つて又樟樹植林熱が盛んになつたやうである、然しそれが今日に於て樟腦の生産上より見たる植林率と伐採率とを比較せば遙かに植林率が劣つて居るのである。

樟樹は最も適地に苗木を植栽することが肝要である上

に少くも二三十年を経過せなければ製腦原料にならない樟樹は樹齢を加ふるに従つて著しく含腦分を増蓄するものであるから現在の如く二三十年生を原料とするは甚だ不經濟であるけれども老樹の缺乏せる今日に於ては已むを得ない、故に前述の如く一方に於ては枝葉製腦を獎勵して可成幹木を伐り倒さずして製腦せしむると共に原木の發育を助長せしむる手段を講じてゐる、隨つて近來枝葉製腦は各地に於ても漸次發達し來り神社、佛閣、公園等の樟大木の落葉を拾集し、之れを以て製腦するものさへあるやうになつた。

九、樟腦及樟腦油の收納

製腦人が製造した粗製樟腦及樟腦油は總て之れを政府

樟腦及樟腦油の收納

に收納する。然して當局管内製腦者は大抵當局に納付するが、製腦人の便宜を計つて當局の許可を受ければ内地の收納局熊本、福岡の二局長崎出張所と神戸にある眞合派出所に納付し得らるゝ事になつてゐるが其の收納に當りては品質の鑑定は粗製樟腦は水分及固形爽雜物の容量、硫酸反應着色並に温度の上昇に依つて標準品質を定め、之を乗率一・〇〇とし以下〇・九八より漸次〇・〇二宛引下げ數級に分ち製腦者が納付し来る時は其の品質を定め、之を總量に乘じたる量目に依つて、一定の補償金を以て收納することになつて居る、樟腦油にあつては品質に等差を設けないで、普通の香氣あり且つ一定の比重以上のものを合格品として收納し、粗製樟腦及樟腦油とも所定の品

質以下のものは製造人をして更に之を處理せしめることになつてゐる。

左に明治三十六年以降の當局管内の生産高を掲げやう、

年 度	粗 製 樟 腦		樟 腦 油	樟 腦 油 として加へたるもの にして換算
	粗	製		
明治三十六年			一〇五、二五九	一三三、四八四
同三十七年			二六一、六〇七	三〇三、八四三
同三十八年			二四、〇五九	二四七、五二九
同三十九年			二五〇、五三二	三〇七、九六八
同四十年			二四八、〇八一	三〇六、三六四
同四一年			二九、五三六	三〇一、九〇五
同四十二年			毛七、七〇四	五〇二、九一二
同四十三年			四九三、三五五	七〇四、〇四〇
同四十四年			四六六、七〇七	九八二、九七二
			九五五、九〇〇	九八一、三八五

樟腦油の再製及樟腦の調理

二〇

大正元年	三四六、三五三	七四五、六七三	七九、一八八
二年	三二七、七七八	六二九、一五九	六三、五八
三年	三九一、八一五	八三、七〇九	九八、矣究
四年	五五二、一六九	一、三六〇、〇八〇	九六、一七〇
五年	三二九、三一九	九四、一七〇	九三、九七
六年	二〇七、八〇三	四五六、三三三	一八四、一六三
七年	九〇、六九九	一八六、九三六	二七〇、八八六
八年	一三七、八五四	二八四、三九七	二九〇、〇五三
九年	三九、八六六	一、〇一、五〇一	一八四、一六三
十年	四六四、四五一	四八八、四四八	九七、二〇三
十一年	三一、六二二	五九〇、四九一	四七五、九八〇
十二年	六八八、六六六	一、三三、八九九	六〇六、九三六
十三年		一、三四、七三三	

一〇、樟腦油の再製及樟腦の調理

樟腦油は更に之を蒸餾するときは約其の半額の再製樟

脳と若干の白油、赤油、藍色油等の副産物を得る。此の作業を樟腦油の再製と稱し現今神戸市再製樟腦株式會社に政府は其再製を命じ内地及臺灣共に同社にて再製せしめ更に之を政府に收納してゐる。又粗製樟腦は之れを壓搾若くは貯藏して其の中に混在せる水分を滴下せしめて左記に説明する乙種樟腦となし又は蒸餾風化に依つて水分其の他の不純物を除きて左記の改良乙種及甲種樟腦が出来る、此の作業を樟腦の調理と云ひ、其調理したるものを行つて居る。但し現在は甲種のものは製造を廢して居る、此等の方法は内地は再製樟腦株式會社に調理を命じ臺灣の分は臺灣及神戸にて直營で行つて居る。

前項にも述べたる通り我が鹿児島局管内は樟腦の含脳量が多いと共に樟腦油に含蓄さる、樟腦も亦多いのである、今當局と内地各收納局及臺灣の分を比較して見れば左の通である。

局所名	百斤當含脳量
鹿兒島地方專賣局	五〇、五三
臺灣總督府專賣局	五〇、〇〇
大阪地方專賣局	四九、七九
熊本地方專賣局	四八、六五
福岡地方專賣局	四八、六一
福岡地方專賣局長崎出張所	四八、〇六
平均	四九、二七

尙甲種、改良乙種、乙種樟腦の品質標準を示せば左の通である。

イ、甲種樟腦、

本品は二四四三・三平方厚さ一二〇三・三の扁平盤子形に壓搾せられたる白色の凝塊(重量十斤)で破碎すれば結晶様の顆粒となる。其の溶融點は攝氏百七十四度乃至百七十五度の間にある、脱水石油「エーテル」には無色透明に溶解し毫も溷濁を生じないこと、強硫酸に遭つて常に淡黄色を呈し、其の着色度は三百五十分の一一定規沃度液の色相に相當す、而して其の硫酸溶液の温度上昇は十三度を以て限りとし又規定の硝酸溶液に對し毫も變化を呈しないこと又燃燒するに固形殘渣を止めなひ。

ロ、改良乙種樟腦、

本品は無色透明の顆粒で、溶融點攝氏百七十三度乃至

百七十四度半である。石油エーテルには無色透明に溶解し、強硫酸に遭ふときは透明なる淡黃色を呈するに止まり、着色度は百五十分乃至三百分の一一定規沃度液の色相の間にある、この硫酸溶液の温度上昇は約十五度を超へないこと、硝酸に對する反應は淡黃色を帶ぶるに止まり或は屢亞硝酸瓦斯の發生を認むることがあるが痕跡に過ぎないこと、又之を燃焼灰化するに固形分は痕跡(○、○○五%)に過ぎない。

ハ、乙種樟腦

本品は微に汚穢灰色を帶ぶる白色濕潤性の顆粒で、熔融點は攝氏百六十九度乃至百七十度である、石油エーテルを以て振盪するに或は不透明なる沈澱及水分等を折出するも、其の容量の最高限五%を超はない。而して重量に於て不純物は六%を過ぎず硫酸に對する着色度は二十分乃至三十の定規沃度液の色相の間にありて、又硫酸に溶解の際上昇溫度は十九度を超はない。硝酸に對する反應に於ては赤色蒸氣を發するが極く僅かである、而して樟腦層の色相は淡黃色を帶ぶるに留まり灰分は○、一%を超はない。これは内地、臺灣共通である。

一一、樟腦の販賣

専賣實施當時、は樟腦產額の殆ど全部其儘外國に輸出する有様であつたから、内地も臺灣も共に英商のサミュー
ル商會を指定して政府指定價額の範圍内に於て隨意に歐米の各需要者に販賣せしめて來たが明治四十一年に至り

て其の販賣方法を變更して政府の直營とし、倫敦及紐育に臺灣專賣局の官吏を駐在せしめて臺灣及内地産も共に其の販賣の衝に當らしめ、其運搬、保險及代金の取立を三井物產會社に委托した。尤も内地賣は始より内地及臺灣も專賣局が直接各需要者に賣渡し居れるが素より其の數量は甚だ僅少であつた、其後内地に於ける樟腦精製業及セルロイド業の著しき發達に依つて樟腦の需要數量漸次増加して來たから内地産は大正二年度より外國賣を廢し内地賣のみに振當て、而も同五年度からは内地の精製原料のみに賣渡すことゝして今日に及んで居る。其の精製樟腦となつたものは大部分輸出に供せらる、其外依然として駐在官によりて歐米各需要者に賣渡して居れるが、其の

運搬、保管、代金取立等は神戸市に在る日本樟腦株式會社に委托することに變更し、尙内地の樟腦需要の增加に鑑みて同九年度から外國賣はセルロイド原料のみに止めて其の他の需要には直接賣渡さぬ事となつた今最近の樟腦の販賣高を各國別にしたのと用途別にしたのを掲げやう

樟腦内外販賣高		(大正十二年度)
歐　　米	州	九四一、九〇〇斤
内　　地		一、七四〇、〇〇〇斤
計		三、九九九、〇一四斤
用途別販賣高		(大正十二年度)
セルロイド原料		三、六一ニ、二〇〇斤
精製原料		二、八七ニ、五〇〇斤
龍膽及藥用		一九六、二一四斤

計 六、六八〇、九一四斤

樟腦は斯くの如く種々の方面に販賣され亦別表にもある如く種々の方面に使用せらるゝもセルロイド原料及龍腦原料等の外は大體に於て政府から賣渡す改良乙種樟腦を更に一度精製したるもの、即ち精製樟腦を使用するを便とする關係上、政府が直接賣渡すはセルロイド原料精製原料、及極少量の藥用等に過ぎない。而して其のうち内地專賣局で賣渡すものは精製原料に限られて居るが前表は何れも内地產と臺灣產とを合せたる販賣數量である。

一二、樟樹植林と伐採の割合

樟樹の人工樟林に關しては前項に述へてある通であるが當局管内の如き適地は又相當の天然生樟樹が年々生長

して居ると云ふことを忘れてはいけない、然し此の繁殖率はとても計數的に示すことは不能に屬するものなりと云はなければならぬ。又樟腦の生産も一般經濟界の好不況に左右せられて甚たしき増減があるけれども、現今樟の殖栽率と伐採率とを比較すれば、どうしても伐採の方が遙かに優つて居ることは争はれない事實である、殊に原料樟樹は之れを製腦爲し得るまでには少くとも二三十年の歲月を要するから一朝一夕に其の需要に充つることは所詮至難である、況して内地に於ては原料樟樹は主として民有のもの多く之れが又製腦以外の用途に使用せられたりするし臺灣に於ては主に官有のものが多いが交通不便の爲めや時々蠻害などあつて殖栽等は思ふやうに行われ

ない、將來どうしても此の鹿兒島、宮崎兩縣に極力植林するの必要を絶叫したいのである翻つて製腦の原料として伐採せらるゝ樟樹は如何にと云ふに今日既に百年以上も樹齡を閲する樟は僅かに神社、佛閣等の境内に往時の多かつた事實を語るが如くに餘生を保ち現今は年々伐倒されて普通二尺五寸乃至三尺位のものが多くは製腦原料に供せられてゐるに過ぎない、然しこの原料木も之れ以外に相當のものがなくからして止むなく伐り出されてゐる次第であるがこれとても少くとも二三十年以上の年月を要して居るのであるから一本伐り倒すかわりには少くも三十本を殖林しなければ將來に對する計畫は出來ない、况んや本數は製腦上の問題にあらず之れを今石數より計算すれば二十五年の樹齡一本に對して樟苗千本植栽するも夫れは何千分の一に相當するのである、茲に最近十ヶ年間に於ける當局管内だけの樟腦製造に要したる樟伐木本數を其の製造高に依つて換算すれば左のやうな莫大な伐採本數になるのである。

基 準

年 度 别	尺 目 廻通 二・〇寸		樹 齡 一 九 年	石 本 當 番		原 料 百 斤 當 番
	樟 生	樟 腦		樟 產	樟 腦	
大 正 四 年	五三、一九	四三九、三九	一、二六、八〇	九四、二七	一、一八二、二九	一、〇三三
同 五 年	五三、一九	四三九、三九	一、二六、八〇	九四、二七	一、一八二、二九	一、〇三三

樟脣の需要

以上十ヶ年に於て實に七百十五万一千五百十本を製腦原
料として伐採された勘定になるのである。

三、樟腦の需要

樟腦の大部分はセルロイド原料となるを云つてよい譯である。而して本邦精製樟腦はセルロイド約總需要の八割に及び大部分は各地に輸出せらるゝから政府直接の輸出數量に此の精製樟腦の輸出數量を加へて、本邦樟腦が各地に分配せらるゝ實狀を最近大正十二年度の實蹟によれば左記の通りである、

本邦各船各地別供給數量

(大正十二年度)

一、五七三、六二五
二、六二六、六五〇
三、六三七、五一五
四、一六八、八一〇
五、一、四四九、二七五
六、四五五、八七五

梓賜の需要

三四

右は内地産及臺灣産を合計したもので此の外にも内地の供給不足の分を支那産樟腦及獨逸、英國及米國の人造樟腦も相當にあると見なければならぬ。

内地にて精製せられたるものと加へ、最近即ち大正十二年
度中各地に分配せらるゝ割合を示せば



一
三
100·0

斯くの如く本邦樟腦は外國に輸出せらるゝのみならず内地セルロイドの三割以上は輸出せらるゝから結局本邦樟腦は殆ど外國輸出と云つてもよい。而して世界に於ける樟腦の需要は何程なるや明瞭でないが大體に於て八百万斤乃至千万斤と稱せらるゝ然るに本邦樟腦の產額は之に達せざることが多く隨つて絶えず供給不足の聲を聞くのである、殊に經濟界の特別好況の場合(例へば明治三十八、九年又は大正七八年の如き)に製腦人の轉業、原料の賣惜等により、却て產額減少する等の弊があるから此の不足を補ふ爲め支那樟腦、人造樟腦等の競争品擡頭し來れるは當然であると云わねばならぬ。依つて一方に樟樹栽

培を益々盛んならしめ、原料を十分に豊富にして常に世界の需要に應じ得る準備を爲すと共に他の一方に於ては益々製脳法に改良を加へ生産費を減少して競争品の勃興を抑制して永遠に世界市場獨占の計を爲さねばならない。

四、セルロイドの将来

前項樟腦の需要に於て述べたる通り近時セルロイドの需要は急劇の増加を見るに至つた、抑々セルロイド工業は外國では明治二十一年頃に發明せられ我が日本では出来なかつた、其後原料たる樟腦を外國に輸出して高價なるセルロイドを我國に逆輸入するは如何にも不經濟であるところから内地にて起業せしも粗製濫造に陥入り且つ粗悪なるため優秀なる外國品とはとても競争することは出来なかつた、故に製造の監督必要を感じ三四のセルロイド業者を合同せしむることゝして内地及臺灣の專賣局にて精巧品を製造せしむる方針の下に大阪府堺市に大日本セルロイド株式會社を起し獨逸より熟練なる技師を聘して製造に從事したのである。右の結果は立派なるセルロイド生地を生産することに至り或程度迄は全部之れが製造をなさしめ、日本特產品の實を擧げしむることゝなつた、又一面に於ては之れを外國に賣渡したのであつた、時偶々歐州戰亂の勃發は列國は國力を悉く軍需品の製造に傾注し一般的工業を顧慮するの隙なく爲めに工業の沈衰は本邦の製造工業を促がし以て頗る進歩せしめた次第である。曾つては其の供給を外國に仰ぎし我がセルロイ

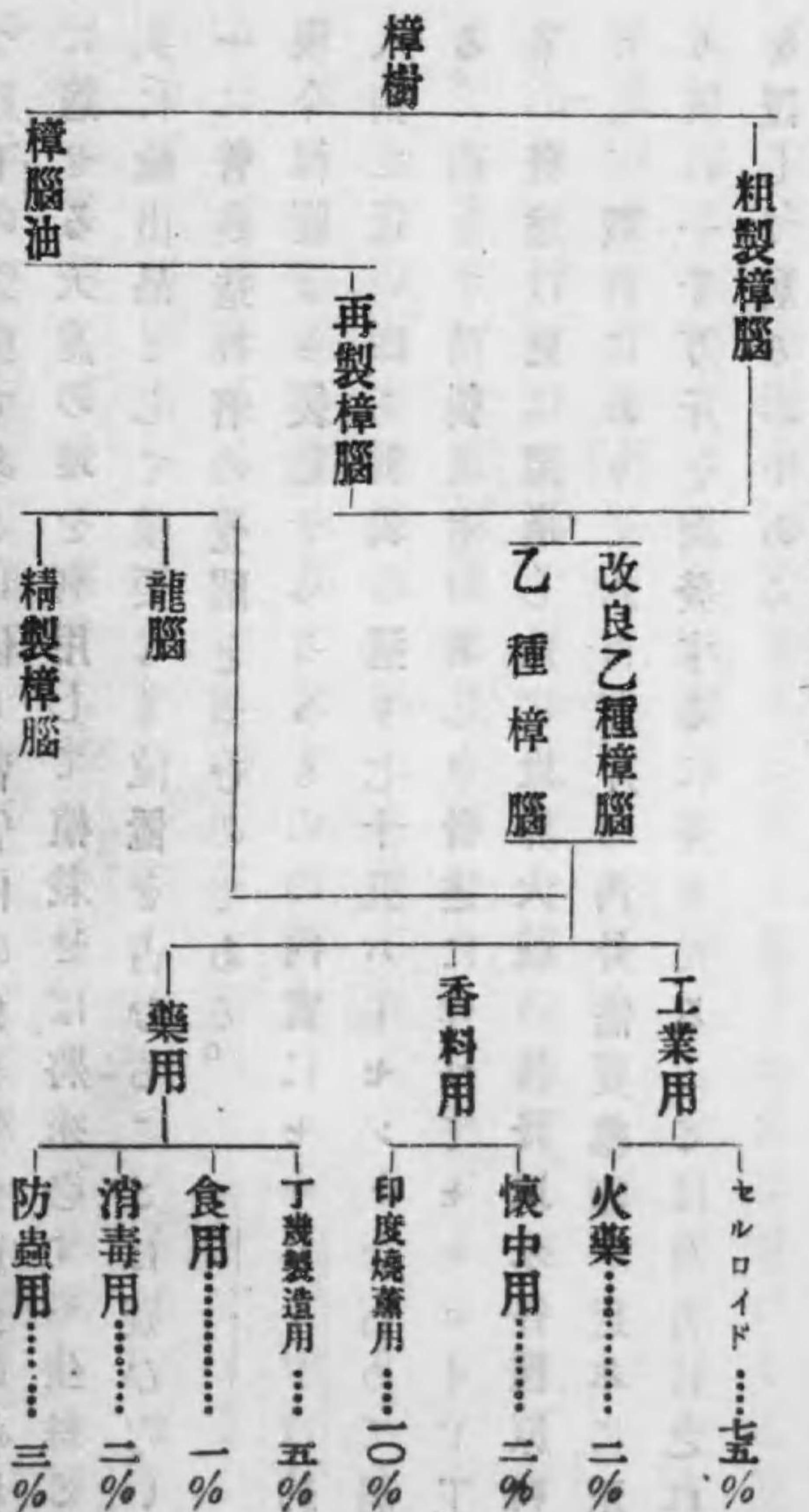
トも己に輸入を根絶し進んで海外各地に販路を獲得し世界に於ける大供給國となるに至り現今本邦に於ける重要輸出品となるは蓋し偶然にあらず、其の主要原料たる樟腦が本邦の特產なること工賃の低廉たる事とセルロイド工業が種々の加工や亦着色配合等が我國民性の技巧に適せる事などは我國産上最も強味ある基礎たるは言を俟たず蓋し斯業の隆盛は必然の趨勢と云ふべきである。今や國內の需要亦年と共に著しく増加しつゝあるは明かなることで此際更に世界的發展を期せんと欲せば須らく加工に親切にして誠實を旨とするは勿論粗製濫造の弊を改め實際の消費に適合することに努力し併せて其の原料となるべき樟樹の植栽を勵行するは有利なる事業で且

つ刻下の急務であるに依り當管内の如き氣候風土の樟樹に適せる天惠の地を利用して植栽せば將來必ずや生絲と共に輸出品として重要な位置を占むることは疑ひないに管内造林者の覺醒を望むのである。

現今樟腦より製造せらるゝものの内實にセルロイドは約八割に近い即ち別表の通り七十五パーセントを占めて居る。而して精製業者の著しき發達に伴れてセルロイド工業の發達は更に躍進し殊に世界大戰の勃發以來各種原料として戰前にありて六百万斤の内外需要總額が近年に至り既に一千万斤を突發するに至りたることは有力に之れを證して居るのである。

セルロイドの将来

セルロイド需要の割合



第一表
米蘇利那脂油與酒可現在表

〔大正十三年度末日調〕

粗製梓膠漆油製造許可現在表

粗製樟腦樟腦油許可現在表

四一

郡市別粗製樟腦樟油生產高表

(大正十三年度)

都市別粗製樟腦樟腦油生產高表

都市別粗製精製生油高衣

四四

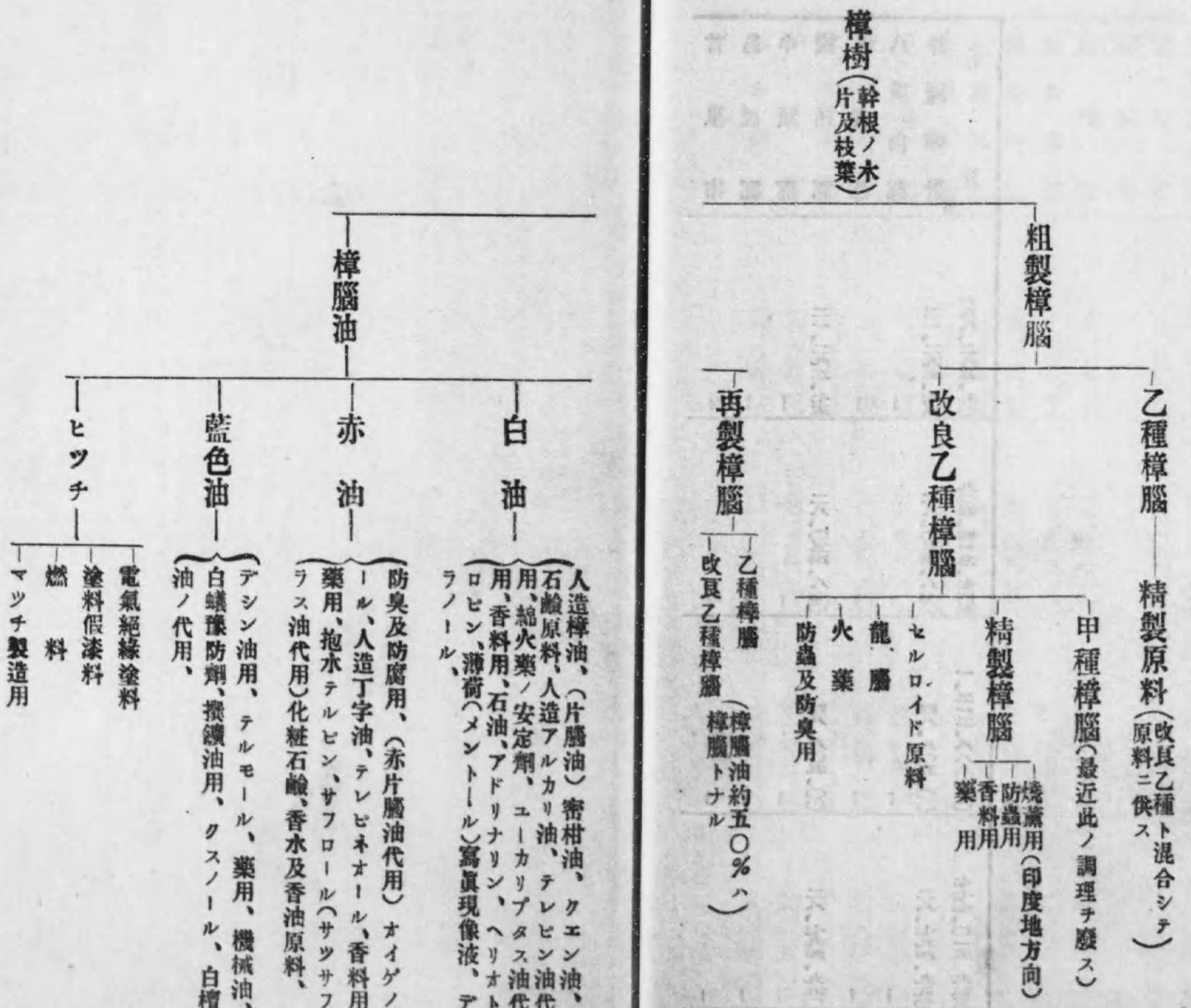
新嘉坡製糖公司總經理

第三表

樟腦・樟腦油製造系統及其ノ主ナル用途

樟腦樟腦油製造系統及其ノ主ナル用途

四六



樟腦樟腦油製造系統及其ノ主ナル用途

四七

第五表 人工檜樹殖栽表

(鹿兒島地方專賣局管內)

第六表 國有林樟樹殖栽調查表

鹿兒島地方事實局管内

管轄營林署名	面積	本數	摘	要
內之浦營林署	二、四五九、二〇	三、九三三、〇八	直營製臘ニ從事セリ	
大根占營林署	一、八四四、三七	二、八四八、七〇四	直營製臘ニ從事セリ	
福島營林署	一、六三九、八六	二、四二〇、八四三	製臘ノ計畫アリ	
川内營林署	一、〇三六、〇五	一、九六〇、九九四		
宮崎營林署	一、三八一、五一	一、三五一、四六四		
出水營林署	八〇七、六七	一、一六三、一九五		
綾營林署	三五四、〇八	一、一四四、一五四		
鹿兒島營林署	八三三、三二	一、〇三一、三八三	製臘ノ計畫アリ	
水俣營林署	三五、一〇	九一八、九一七		
下屋久營林署	八六六、九九	九〇七、二二五		
飼肥營林署	三三一、三九	四四二、〇九〇		
山野營林署	三〇二、九六	三三六、六八〇		

國有林地樹種栽植調查表

五二

管轄營林署名	面積	本數	摘要
加治木營林署	二六二、五九	三九、六四二	
大島營林署	一四九、〇一	三八、八四二	
上屋久營林署	一四〇、二五	一六三、三七	
高鍋營林署	一六三、三九	二〇、三七九	所在地大分縣ニ屬シ管轄外ニ付
都城營林署	一六三、三九	一九、八〇〇	合計四リ除外セリ
沖繩營林署	一九、九〇〇	三七	
延岡營林署	一八、九九	一、八九	
小林營林署	一、九九	二〇、三三、四三	
加久藤營林署	一、九九	二三、四六三、〇五	
合計	△	△	

第七表 公有及民有樟樹植林調查

大集團壹万以上ノ分

植栽年度	所名	在地	所有區分	植栽面積		植栽本數
				木	木	
明治四十一年	鹿兒島	鹿兒島郡	久保十次郎	二四、五四五	二〇一、〇〇〇	二三、〇〇〇
明治四十四年	鹿兒島	鹿兒島郡	馬場助一	二三、〇〇〇	二五、一〇〇	二三、〇〇〇
明治四十四年	薩摩郡	川邊村	川邊村有	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治四十四年	薩摩郡	東水引村	東水引村有	四八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
明治三十九年	高江村	岩月直彦	公共團體有	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
明治三十九年	高江村	木脇一丸	公共團體有	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇
明治三十四年	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇
明治三十四年	山本武助	野崎甚兵衛	山本武助	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
正三十九年	出水郡	笠村共	笠村共	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
正三十九年	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇
正三十九年	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
正三十九年	川邊村	川邊村	川邊村	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
正三十九年	東水引村	東水引村	東水引村	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
正三十九年	高江村	高江村	高江村	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
正三十九年	木脇一丸	木脇一丸	木脇一丸	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
正三十九年	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
正三十九年	山本武助	山本武助	山本武助	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
正三十九年	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
正三十九年	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
正三十九年	川邊村	川邊村	川邊村	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
正三十九年	東水引村	東水引村	東水引村	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
正三十九年	高江村	高江村	高江村	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
正三十九年	木脇一丸	木脇一丸	木脇一丸	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
正三十九年	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
正三十九年	山本武助	山本武助	山本武助	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
正三十九年	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
正三十九年	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
正三十九年	川邊村	川邊村	川邊村	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
正三十九年	東水引村	東水引村	東水引村	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
正三十九年	高江村	高江村	高江村	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
正三十九年	木脇一丸	木脇一丸	木脇一丸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
正三十九年	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	久木田伊兵衛	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇

公有及民有檜樹植林調

五四

公有及民有檸樹植林調查

五五

公有及民有樟樹植林調查

五六

植栽年度	所 在 地	名 稱 一 郡 市 名	所 有 區 分	植栽本數		植栽面積
				木	株	
明治四十四年	鹿兒島	知名村	有善人	三五、四八七	三五、〇〇〇	三町
正元年	崎	永岡莊	時一	二七、六三五	二七、五〇〇	二七、六三五
明治四十三年	宮崎郡	夏岩村	吉人	二八〇、〇〇〇	二五五、〇〇〇	三二、五〇〇
四十四年	全	江村	人	二三六、二〇〇	二三三、〇〇〇	三二、五〇〇
四十一年	全	田村	有吉	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
二十五年	全	内藤政舉	部分林	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
二十八年	全	子爵		一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
三十年	全	河野四郎		一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
北諸縣郡	神戶四郎	田四郎		一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
東諸縣郡	後藤嘉太郎	吉兵衛		八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
至明治三十五年	全	陳直吉		一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
明治三十五年	全	吉富直		一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

公有及民有樟樹植林謂

五
七

著名樟樹調查表

五八

植栽本數	植栽面積	植 栽 年 度	所 名	在 地
第八表	目 通 尺 迴	樹 高 樹推 齡定	本數	所 有 區 分
六、二〇〇	不詳	明治三十八年	沖繩國頭郡吾本部村有	全縣
一、〇〇〇	九	文政七年	宮崎南那珂郡	全縣
一、〇〇〇	三	文政六年	全	全
一、〇〇〇	一	一	一	一
全	全	全	全	全
鹿兒島縣姶良郡浦生村上久德 壱岐郡志布志町安樂 川邊郡川邊町宮 肝屬郡大根占村池田 出水郡出水町上鯨淵 薩摩郡東水引村宮內 肝屬郡高山村後田	八幡神社 山宮神社 食飯魂神社 旗山神社 森國幣中社 新田神社 社社有	日本一ノ 稱アリ	所 有 區 分 摘 要	所 有 區 分 摘 要

者名樟樹調查表

目通尺廻四丈以上及集園著名木

著名樟樹調查表

大正十四年六月印刷

大正十四年七月發行

發行所

鹿兒島地方專賣局

鹿兒島市平之町二二

印刷所 塩田 隆盛 堂

鹿兒島市平之町二二

印刷人 蓼田 三之助

167

終

